

重要事項説明書

リニエ相談支援青森青葉

青森県青森市青葉 3-9-8、三成ビル 2 階 E 号室

TEL 017-718-2545 FAX 017-763-4002

指定計画相談支援・重要事項説明書

(リニエ相談支援青森青葉)

2024年7月1日現在

本重要事項説明書は、当事業所と指定計画相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. サービスを提供する事業者

名 称	株式会社リニエ R
所 在 地	〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 1-8-8 VORT 神田小川町 6F
連 絡 先	TEL 03-5577-5915 FAX 03-5577-5916
代 表 者	代表取締役 谷 隆博
設 立 年 月	2010年8月1日
法人が提供しているほかのサービス	訪問看護、通所介護、就労支援、放課後等デイサービス、児童発達支援、保育所等訪問支援

2. 事業所の概要

名 称	リニエ相談支援青森青葉
所 在 地	青森県青森市青葉 3-9-8、三成ビル 2 階 E 号室
連 絡 先	TEL 017-718-2545 FAX 017-763-4002
事 業 の 種 類	指定特定相談支援・障害児相談支援
管 理 者	小川 成資
事 業 所 番 号	計画相談支援 0230100612 (令和 6 年 7 月 1 日指定) 障害児相談支援 0270100324 (令和 6 年 7 月 1 日指定)
対 象 者	身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病者 (いずれも 18 歳以上)

3. 通常の事業実施地域

事業実施地域	青森市
--------	-----

4. 営業日

営 業 日	月曜日から金曜日 (祝日及び 12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く。)
サービス提供時間	午前 10 から午後 6 時
そ の 他	上記の営業日、営業時間のほか、電話等により緊急時の連絡が可能な体制を確保して対応する。

5. 事業の目的と運営方針

事業目的	利用者がその有する能力、適正及び意向に応じ、自立した日常生活、又は社会生活が営むことができるよう地域に存在する多様なサービスを総合的に組み合わせ支援する。
運営方針	1. 指定計画相談支援は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ちながら、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮するとともに、利用者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。 2. 指定計画相談支援は、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。 3. 区市町村及び多様な事業者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるとともに、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図ります。 4. 関係法令等を遵守します。

6. 職員の体制

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	人 数	勤務形態
管理者	1 人	常勤・専従
相談支援専門員	1 名以上	常勤・専従

7. 職員の職務内容

職種	職務の内容
管理者	従業者の管理、指定計画相談支援の利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他管理を一元的に行います。また、従業者に関係法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
相談支援専門員	【基本相談支援】障害者、及びその家族から相談に応じ、情報提供等を行い、区市町村や障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。 【サービス等利用計画の作成】障害福祉サービス等の支給決定等の申請に係るサービス等利用計画又その原案を作成します。また、支給決定等が行われた後に、関係者との連絡調整を行い、サービス等利用計画の作成を行います。 【モニタリング】支給決定等の有効期間内において、利用者が継続して障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、サービス等利用計画が適切であるかどうかにつき、見直しを行います。また、見直しの結果に基づき、サービス等利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整又は新たな支給決定等に係る申請の勧奨を行います。

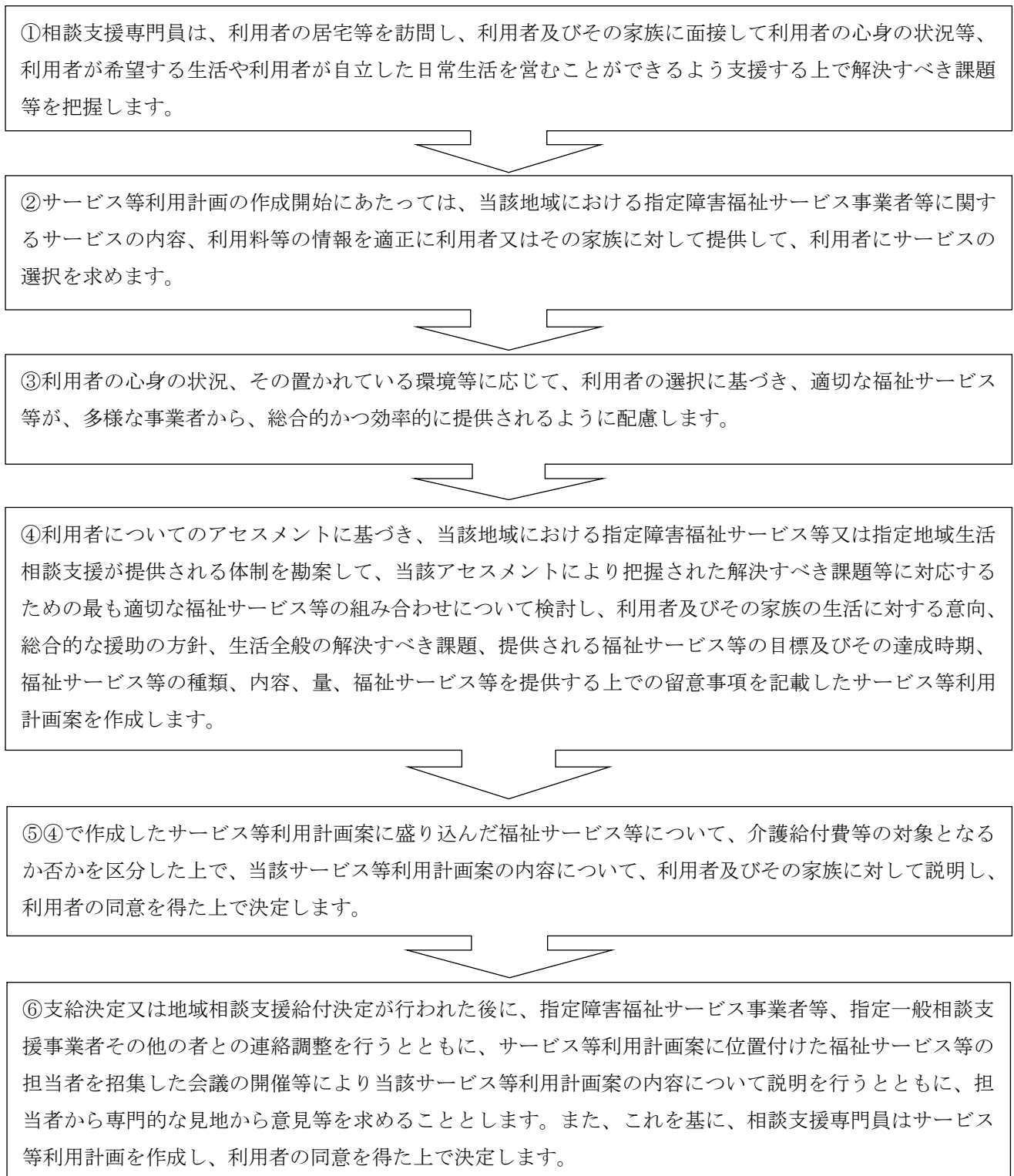
8. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービス内容（契約書第2条～6条参照）

① サービス等利用計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画を作成します。

＜サービス等利用計画の作成の流れ＞



②サービス等利用計画作成後の便宜の供与

サービス等利用計画作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的な評価（以下、「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定、又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨及び必要な援助を行います。

モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録します。

③サービス等利用計画の変更

利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します。

④障害者支援施設等への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合、又は利用者が障害者支援施設等への入院、又は入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。

（２）利用料金（契約書第７条参照）

①サービス利用料金

指定計画相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から計画相談支援給付費額を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

事業者が計画相談支援給付費額の代理受領を行わない（利用者が償還払いを希望する）場合は、計画相談支援給付費の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると計画相談支援給付費が支給されます。（サービス提供証明書、領収書の再発行はできませんので予めご了承ください。）

②交通費

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

③利用料金のお支払い方法

ご利用月の翌月 25 日頃までに当月の料金合計額の請求書を明細書に添付して利用者へ通知します。請求日から 20 日以内にお支払いください。料金の支払いを受けた際は領収書を発行しますので必ず保管をお願いします（領収書の再発行はできませんので予めご了承ください）

9. サービスの利用に関する留意事項

（１）サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、要望・苦情・相談等に関する窓口等に遠慮なくご相談ください。

10. 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第9条4項参照）

（1）利用者の記録管理

当事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。保存期間は、指定計画相談支援サービスを提供した日から5年間です。

（2）情報開示について

サービス提供に際して、他事業所、医療機関、市町村等から情報提供を要請された場合は利用者の同意に基づいて情報提供を行います。

＊ 本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- （1）福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- （2）サービス等利用計画案及びサービス等利用計画
- （3）アセスメントの記録
- （4）サービス担当者会議等の記録
- （5）モニタリング結果の記録
- （6）関係機関からの情報提供に関する記録
- （7）契約書
- （8）重要事項説明書
- （9）利用者負担に関する関係書類
- （10）利用者に関する市町村への通知に係る記録
- （11）利用者からの苦情内容等の記録
- （12）事故の状況及び事故に際しての採った処置についての記録

閲覧・複写の受付	9：00～18：00
----------	------------

11. 事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合は、山形県、市町村及び利用者の家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。

また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

- （1）損害保険会社名 東京海上日動
- （2）損害保険の種類 事業活動包括保険
- （3）補償の概要 対人、対物、第三者賠償

1 2. 緊急時の対応

事業者はサービス提供中に利用者の体調急変等が発生した場合は、速やかに下欄記入の連絡先に連絡を取るとともに必要な措置を講じます。

緊 急 時 連 絡 先			
医療機関 (2 か所まで記入可)	名 称		
	診療科		
	主治医		
	電 話		
	住 所		
家 族	氏 名		
	続 柄		
	電 話		
その他の 連絡先	氏 名		
	電 話		
	関 係		

1 3. 要望・苦情・相談等に関する窓口（契約書第 15 条参照）

（1）要望・苦情申立先

【当施設ご利用相談・苦情に関する窓口】

事業所	責 任 者	小川 成資
	連 絡 先	017-718-2545
	受付日・時間	月曜日から金曜日（祝日及び 12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く。） 午前 9 から午後 6 時

【当施設以外の苦情・相談窓口、及び虐待に関する相談、通報、届出窓口】

青 森 県	名 称	青森県社会福祉協議会
	連 絡 先	017-731-3039
	受付日・時間	月曜日から金曜日 9：00～17：00（祝日、年末年始を除く）
	所 在 地	〒030-0822 青森市中央三丁目 20-30

青 森 市	名 称	青森市障がい者支援課
	連 絡 先	017-734-5327
	受付日・時間	月曜日から金曜日 8：30～17：00（祝日、年末年始を除く）
	所 在 地	〒030-0801 青森市新町一丁目 3-7

1 4．虐待の防止に関して

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 23 年法律第 79 号)」を遵守すると共に、下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する受付担当者	管理者：小川成資
虐待防止に関する責任者	管理者：小川 成資

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

年 月 日

- ・指定計画相談支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者名：株式会社リニエ R

所在地：東京都千代田区神田小川町 1-8-8 VORT 神田小川町 6F

代表者名：代表取締役 谷 隆博 印

事業所名：リニエ相談支援青森青葉

所在地：青森県青森市青葉 3-9-8、三成ビル 2 階 E 号室

管理者名：小川 成資

説明者 氏 名 _____ 印

- ・私は本書面に基づき事業者から指定計画相談支援サービスの利用について重要事項の説明を受け同意しました。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

- ・私は利用者の契約の意思を確認し、利用者に代わって署名しました。

代筆者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

利用者との関係 _____

※ この重要事項説明書は、厚生労働省令第 28 号（平成 24 年 3 月 13 日）第 5 条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。
--